

初期臨床研修医向け研修会等の企画における助成について

（目的）

島根県内で初期臨床研修を行う、若手医師の活動を支援し、診療能力等のスキルアップを図ることで、今後、島根県の医療を支えていく人材の育成に寄与する。

また、研修等の企画を通じて人的ネットワークの構築を図るとともに、若手医師に医師会活動への理解を深めてもらうことを目的とする。

（対象）

島根県内の初期臨床研修医等を対象とした研修会、研究会等を対象とする。

（助成経費項目）

- ・ 講師謝金、旅費
- ・ 会場借料（会場費・機器使用代金・空調費）
- ・ 通信運搬費（郵便料金・運送費）
- ・ 印刷費（案内状印刷費・資料印刷費）
- ・ 雑費（看板等作成費、消耗品費 等）

（助成金額）

原則 1 件あたり 10 万円を上限とし、年間 1 回までとする。

なお、助成金の交付が当該年度予算に達した場合、当該年度分の申請を締め切ることがある。

（申請方法）

申請書（様式第 1 号）と活動内容が分かるもの（開催案内・プログラム等）を原則開催の 2 ヶ月前までに島根県医師会まで郵送または持参にて提出すること（本助成が 2025 年 4 月から開始したことから 4 月～6 月に開催するものは開催 2 ヶ月前でなくとも申請を認める）。

（結果及び交付決定）

審査結果については、本会にて審査を行い、原則開催 1 ヶ月前までに書面にて通知をする。なお、採択した場合には助成金交付予定額通知書（様式第 2 号）を申請者に送付する。

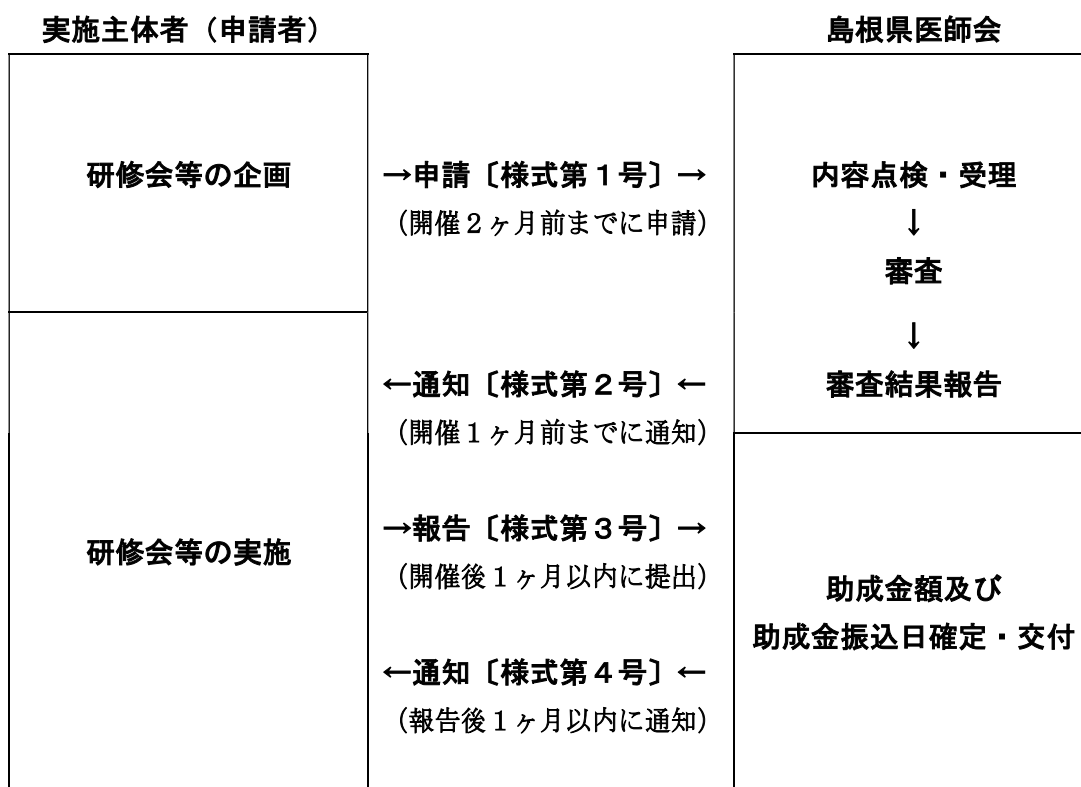
（実績報告）

被交付決定者は助成対象の企画実施後 1 ヶ月以内に実績報告書（様式第 3 号）、当日のプログラム、配布資料、出席者名簿等を本会まで郵送または持参にて提出する。

（助成金の支払い）

実績報告を受け、助成金交付通知書（様式第 4 号）を申請者に送付するとともに、実績報告から 1 ヶ月以内に指定の口座へ助成金を振り込みにて支払う。

(手続きの流れ)



(審査書類提出・問い合わせ先)

住所 〒690-8535 松江市袖師町1番31号 島根県医師会館

名称 島根県医師会 勤務医部会担当事務局

電話 0852-21-3454 (代表) FAX 0852-26-5509